

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 12月18日	平成29年 12月28日	H29.12.12付大福祉第3055号不存在による非開示決定通知書の理由に「...情報提供として扱われる案件...政策企画室広聴担当あてに単に伝達...決裁文書を作成しておらず...」とある。市民の声を情報提供として扱った場合について 広聴担当が決裁を作成した場合その決裁文書と広聴担当が作成していない場合の政策企画室作成の決裁文書。 ④、 ・ にある広聴担当とは全所属についてである。 (副首都推進局に係るものについて)	不存在	号	副首都推進局	総務担当
平成29年 12月27日	平成30年 1月15日	公益通報のうち第一義的には所属で対処すべき事項とされた案件の調査状況について(回答) (決裁日:平成27年6月4日)	部分公開	1号	副首都推進局	総務担当